

【カンタン解説シリーズ】

新・会社法による、計算書類(決算書等)の変更

いよいよ本年5月(予定)より、新・会社法が施行されます。

新・会社法の施行に伴ない、計算書類(決算書)の表示なども変わってきます。

どのように変わるか、以下カンタンに解説いたします。

1. 「資本の部」が「純資産の部」に変わり、表示内容も変わってきます。

貸借対照表の「資本の部」が「純資産の部」になりました。同時に、表示内容が大幅に見直されました。新しい純資産の部(例)は次のとおりです。

純資産の部		
株主資本		
1 資本金		× × ×
2 資本剰余金		
(1) 資本準備金		× × ×
(2) その他資本剰余金		× × ×
	資本剰余金合計	× × ×
3 利益剰余金		
(1) 利益準備金		× × ×
(2) その他利益剰余金		
× × 積立金	× × ×	
繰越利益剰余金	× × ×	× × ×
	利益剰余金合計	× × ×
4 自己株式		× × ×
	株主資本合計	× × ×
評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価差額金		× × ×
2 繰延ヘッジ損益		× × ×
3 土地再評価差額金		× × ×
	評価・換算差額等合計	× × ×
新株予約権		× × ×
	純資産合計	× × ×

株主資本とそれ以外の資本が明確に区分されることになりました。ただし、実務上は、該当のある項目のみを表示すればよく、該当しないものは適宜カットすることができます。また、**「当期末処分利益」は「繰越利益剰余金」に名称が変更されました。**

2. 利益処分案が廃止され、「株主資本等変動計算書」が創設されます。

利益処分案（または損失処理案）が廃止され、それに代わる「株主資本等変動計算書」が創設されました。「株主資本等変動計算書」は、純資産の部の各項目の変動を表わす独立した計算書として位置づけられます。

< 株主資本等変動計算書・・・横書き例 >

	株主資本								評価・換算差額等						
	資本剰余金				利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	単株 平均単 価	純資産 合計
	資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	繰越 利益 剰余金	当 期 利益 剰余金	利益 剰余金 合計								
前期末残高	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	△XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
当期変動額															
単株の発行	XXX			XXX					XXX						
剰余金の配当					XXX		△XXX	△XXX	△XXX						△XXX
当期末残高							XXX	XXX	XXX	XXX					XXX
自己株式の処分									XXX	XXX					XXX
XXXXXXXX															
株主資本以外の項目 の当期変動額（純増）												XXX	XXX	XXX	XXX
当期変動額合計	XXX	XXX	-	XXX	XXX	-	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
当期末残高	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	△XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

期中いつでも、配当が可能になったり、資本の部の計数（項目）を変動させることが可能になったことにより、利益処分案に代えて上記のような「株主資本等変動計算書」を作ることになりました。

複雑なように見えますが、一般の中小企業では、数字を入れるところは一部に限定されるでしょう。

なお、配当金については、今まで「利益の配当」と呼ばれていましたが、今後は**「剰余金の配当」**と呼ばれることになりました。

3. 損益計算書の表示方法が変わってきます。

従来の「経常損益の部」「特別損益の部」「営業損益の部」「営業外損益の部」の表示は、しないことになりました。

また、「株主資本等変動計算書」の創設に伴ない、損益計算書の下部に表示していた「前期繰越利益」以下の項目が不要となり、**損益計算書は「当期純利益」が最後になります。**

4. 個別注記表が計算書類の 1 つとされます。

従来、貸借対照表または損益計算書の注記事項とされていた事項をとりまとめて、「個別注記表」を作成することになりました。

なお、閉鎖会社（株式譲渡制限会社）においても、省略できない注記が規定されました。その注記とは、次のとおりです。

配当に関する注記

利益処分案がなくなったことにより、その事業年度に関する配当については、注記をすることになりました。

関連当事者との取引に関する注記

親会社や子会社、役員に対する債権債務や取引金額などを、関連当事者としてまとめて注記することになりました。

その他、「中小企業の会計に関する指針」が出されており、その中に最低限行なうべき注記のひな型なども掲載されています。

今後は、中小企業といえども、会計の信頼性を高めるために注記をしていく必要がありますね。

5. 役員賞与は、販売費および一般管理費になります。

従来、利益処分分項目として計上されていた「役員賞与」が、発生した会計期間の費用として処理する方法に変わります。

また、平成 18 年度の税制改正においても、あらかじめ金額や支給時期が決まっている役員賞与は、損金算入が認められることになりました。いずれにしても今後は、**役員賞与は「販売費および一般管理費」で処理することになります。**

なお、当期に対応する役員賞与を、決算後に支給する場合は、次のように引当金を立てる必要があります。

(借方) 役員賞与 ××× // (貸方) 役員賞与引当金 ×××

6. 営業報告書が「事業報告」になります。

決算時に作成されていた「営業報告書」が、「事業報告」に名称変更されます。また、営業年度は、事業年度という呼び方になります。税法と同じになるわけですね。この年度の呼び名の変更にともない「事業報告」になると言われております。

7. 3月決算株主総会は、新・会社法か、それとも現行商法によるのか？

会社法は、本年5月からの施行が予定されています。

この場合、3月決算の株主総会（5月または6月）が、新・会社法に基づいて行なうのか、現行法で行なうのか判断の迷うところです。

この点「整備法」90条で、次のように決まっております。

**施行日（5/1）前に、招集手続を開始した場合は、現行商法で行ない、
施行日後に、招集手続を開始した場合は、新・会社法に基づいて行なう。**

なお、この招集手続の開始というのは、招集通知の発送ではなく、

招集決定に関する取締役会の決議による、とされています。

この決議は、**株主総会の開催日時と開催場所だけでも定めればよい**ものとされています。

したがって、「本年の決算株主総会は現行法でやろう」という場合は、4月の取締役会で、是非、上記の議案を決議してください。

以上